

## 「鹿沼市小中学校における働き方改革推進プラン」

鹿沼市教育委員会

### 1 プラン策定の趣旨

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化している。また、子どもたちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働が大きな問題となっており、平成 29 年 12 月には、国から「学校における働き方改革に関する緊急対策」等が示され、現在、学校における働き方改革が進められている。本市においても、平成 30 年度に実施したアンケートにおいて、教職員の長時間勤務が一層深刻となっていることが明らかとなり、早急な改善が求められてきた。

新学習指導要領が実施されている中で、教員が心身の健康を保ちながら、様々な問題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、これまでの学校での働き方を積極的に見直し、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要がある。

このため、本市における小中学校での働き方を積極的に見直し、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して本プランを策定し取り組みを推進していく。

### 2 プランの目的

教員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本質的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することにより、本市における教育の質の更なる向上を図る。

### 3 本市教職員の勤務の状況

#### 【H30 年度のアンケート結果から】

平日 1 日平均 4 時間以上の時間外勤務をしている教諭等が約 2 割で、その主な仕事内容は、「教材研究・授業準備」「提出物等の処理」「部活動の指導」である。

時間を意識した働き方をしている者が、約 6 割（県は 7 割）である。また、先に退勤することに抵抗感がある者が約 6 割である。

小中学校ともに「教材研究・授業準備」「児童・生徒指導」に時間をかけたいと考えている者の割合が高い。

### 4 取組の方向性

県の「学校における働き方改革推進プラン」に沿って、本市においても(1)勤務時間の適正化、(2)意識改革、(3)業務改善、(4)部活動の負担軽減、(5)学校運営体制の充実を 5 本の柱として推進する。

さらに、本市の現状を踏まえ、それぞれの項目ごとに具体的な取組を定め、保護者・地域の理解や協力を得ながら推進する。

### 5 プランの目標

- ① 教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする。（鹿沼市立小中学校の管理運営に関する規則 第 30 条に追加）
- ② 業務改善等により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。

## 6 プランの期間

令和4（2022）年度から令和8年度（2026）年度までの5年間

※★については、教育委員会と連携して取り組んでいく

## 7 働き方改革推進のための取組

本プランの目標を達成するために、市教育委員会と各学校及び保護者・地域が一体となって、以下の取組を推進する。

### （1）勤務時間の適正化

#### 管理職による勤務時間の管理

##### ★①出退勤時間管理表の有効活用

- ・教職員の出勤時刻及び退勤時刻を把握し、管理職による個別の声かけを行うなど、教職員の勤務状況に応じて適切に対応する。
- ・時間外勤務月45時間以内、1年間で360時間以内を目指す。  
※月ごとの出退勤時間管理表を市教委に提出する。

##### ②原則として、勤務時間外の会議は行わない。

（会議の終了時間の目安を明確にする）

##### ★③お盆、年末・年始を学校閉庁日とする。（期日は年度ごとに決定する。）

### （2）意識改革

#### 午後8時00分までには退勤

（退勤目安時間の設定）

#### 午後7：00以降の学校への電話はご遠慮いただく

※保護者及び地域に周知する。

働き方改革に対する意識は以前よりも高まってきている。その上で次の①～③に取り組んでいくことが求められる。

##### ①仕事の効率化、発想の転換

- ・「できない」ではなく、「どうやったらできるだろう」との観点から業務を精選・効率化し、「〇〇時までには終わりにする」という意識をもつ。

##### ②先に退勤することへの抵抗感の削減

- ・定時退勤日を一人一人が異なる日に設定できる仕組みを作るなどの工夫をして、先に退勤することへの抵抗感を低減する。

##### ③教職員評価の活用

- ・組織や自己の業務改善や、時間を意識した働き方について、教職員評価を活用した意識改革を図る。

### （3）業務改善

#### 教育活動等の精選・削減

①業務の精選

- ・改革を進めるにあたっては思い切ったスクラップが必要。逆にそうすることによって教師が児童・生徒と向き合える時間が確保でき、教育の効果が得られる。
- ・コロナ禍において削減、縮小された業務についても見直しを図り、今後の改革に活かしていく。

②目標や方針の明確化及び保護者・地域・関係機関との連携

- ・校長のリーダーシップのもと、保護者や地域・関係機関への理解・協力を得て、行事等の削減を推進する。
- ・学校経営方針を保護者・地域に周知し、共有を図る。

★③研修・会合、調査等の見直し

- ・研修・会合、調査等について見直しを進める。
- ・オンライン研修等の実施

★④ICTの活用

- ・校務支援システムの導入をはじめ、「GIGAスクール構想の実現」によって実現した教育環境を生かし、業務改善の視点からからも学習指導等も含め、ICTを積極的に活用しながら、教職員の業務負担軽減に努める。

(4)部活動の負担軽減

- 平日1日、土日1日は休養日を設定
- 平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間とする
- 大会参加日数は20日まで

※ただし、小学校における部活動については、発達段階を加味して、上記内容に準じて行う。

★①「鹿沼市における部活動の在り方に関する方針」(平成31年4月公表予定)の徹底

- ・市の方針のもと、各学校において、共通して適切に運用する。
- ・方針に基づく部活動改革の取組を推進するとともに、定期的にフォローアップする。

★②外部人材の積極的な活用

- ・部活動指導の負担軽減を図るために、保護者・地域と連携して、外部人材を効果的に活用する。

(5)学校運営体制の充実

働き方改革を推進するための校内委員会の設置

(既存の組織を活用)

①組織マネジメントの実施

- ・学校における働き方改革を進めるにあたっては、校長のリーダーシップとマネジメントが重要である。
- ・校内の中心となって業務改善を進める委員会を校務分掌に位置づけ、年間を通じた組織的な業務改善のPDCAサイクルを確立する。

★②保護者・地域・関係機関との連携

- ・地域学校共同活動の推進(学校支援ボランティア等)
- ・コミュニティ・スクール導入・推進 等

★③労働安全衛生管理の徹底

・ストレスチェックの実施及び、産業医による面談の実施。（月100時間を超える時間外勤務が続く場合は、産業医との面談を検討する。）

★④小中学校における少人数学級の推進と教員定数の改善・加配の県への要望

・義務教育標準法の改正による35人以下学級の早期拡充、指導方法の工夫改善に向けた各種加配定数の改善・充実、専門的な知識を有する人員の配置、教職員給与等の改善などについて、引き続き県に要望していく。

★⑤市非常勤講師及びALTの増員

・本市はこれまで、市非常勤講師63名及びALT14名、JTE1名を配置し、学級支援や学習支援、児童生徒支援、外国語活動及び英語科の授業支援等を行ってきた。今後さらなる拡充に向け、増員を図っていく。